

近現代における芦嶋寺一山の活動

多賀 康晴

はじめに

明治元（1868）年、明治新政府は神仏分離令を出し、これを受けた加賀藩の命により、明治2（1869）年3月、立山権現が廃止されて雄山神社と改称された。さらに明治4（1871）年7月には雄山神社への50俵の神供米等の給祿は停止され、神職の職号が廃止されて、芦嶋寺・岩崎寺の旧宿坊家のうち、わずか11名が雄山神社祠掌および魚津愛宕社祠掌に任命されただけで、残り51人の神職復帰は認められなかった。こうした新政府の政策により、立山信仰は壊滅的な打撃をうけ、急速に衰退の道をたどりはじめた。それに対し、明治13（1880）年、雄山神社祠掌梅野安輝を中心に、旧芦嶋寺衆徒と旧岩崎寺衆徒らにより、神道的な色彩を持つ立山講社が結成された。その活動については、故佐伯幸長氏の『立山信仰の源流と変遷』¹⁾や、福江充氏の『立山信仰と立山曼荼羅』等で詳細な研究がなされている²⁾。

これらの研究は、立山講社の結成時など明治時代の特定の時期及び宿坊について緻密に研究されている一方、大正以降の変遷には触れられていない。また、富山県外での活動が中心で、地元での日常の活動については充分に触れられてはいない。そこで本稿では、まず立山と他の山岳信仰集落と比較した上で、『越中立山古記録 第四卷』³⁾に収録された「大正四年一月元日 昭和五年迄 一山社 年中議事録 役頭佐伯尚宣 佐伯道範」と「自昭和六年度至昭和五十四年度 一山記録 芦嶋寺」に基づき、大正期から昭和期にかけての芦嶋寺一山の活動の状況を、開山廟・開山堂・開山講に関するを中心見ていくことで、近代の変革の中で、芦嶋寺集落の人々が立山信仰の伝統を大切に守り受け継いでいった姿の一部を紹介したい。

1. 近現代における立山・出羽三山・英彦山の信仰布教活動

1-1. はじめに

日本列島には、修験道における入峰（峰入）や登拝対象となった靈山は、実数さえ詳らかにできないほど多数存在した。立山は、関東から東海・北陸、関西など全国に檀那場を設けて信仰圏としたが、東北においては出羽三山を入峰の行場として東北・関東を主な信仰圏とする羽黒山、西日本には九州及び中国・四国西部を信仰圏に持つ英彦山などがある。それらの山岳信仰集落の、明治以降における変遷を簡単に見ていきたい。

1-2. 立山講社

1-2-1. 立山講社

明治元（1868）年、明治新政府は神仏分離令を発し、翌年には加賀藩から神仏分離の申渡書が出された。それにより、立山権現は雄山神社、芦嶋中宮寺は雄山神社祈願殿、岩崎寺前立社壇は雄山神社遙拝所（後に再び前立社壇）と改称された。明治4（1871）年には神職の職号が廃止され、芦嶋寺・岩崎寺旧宿坊62家のうち、延命院など5坊は雄山神社祠掌、泉藏坊など6坊は魚津愛宕社祠掌として新たに任官されたものの、残り51人の神職復帰は認め

られなかった。そこで、明治13（1880）年に、雄山神社祠掌の梅野安輝を中心に、芦嶽寺・岩嶽寺旧宿坊衆徒がそろって「立山講社」の結成を申請し、内務省から許可を得た。この立山講社は、登山道の整備と立山信仰の迷信的な伝承（魔界地獄等）の払拭を目的とし、神道的色彩の濃い結社であった。入社希望者は講社係員（旧宿坊衆徒）が廻檀配札布教で訪れた際に講社名簿に捺印し、鑑札を受け、神前奉幣として10銭以上20銭までを納めた。

しかし、間もなく立山講社は分裂した。明治17（1884）年8月21日に出された『太政官第十九号布達』で神仏教導職全廃が通達されたのを受け、同年9月に立山講社は立山教会に組織改変した。それまで立山講社雄山神社附属立山講と称して教会活動を行ってきたが、同年9月21日付けの番外通達により雄山神社から分離独立し新たに立山教会の通称を設けるよう命じられた。中心は引き続き梅野安輝で、神道方法を用いた。一方、仏教方式を重視する者たちは、表面上は天台宗円隆寺（富山市）に附属して天台宗禪定講教会を設立し、旧来の廻檀配札活動を再開した。このような神道的・仏教的活動による対立は、大峰山・出羽三山・石槌山などでも見られた⁴⁾。ただし、旧大仙坊を受け継いだ佐伯幸長氏は、「此の両者と雖も、これはあくまで表面のことと、実際は式法装束の相違だけで、曼荼羅絵による立山開山説教を行い、経衣を配置し、立山権現御札を配札するなどのことは両者全く一様であって、これは昭和十七年まで永く続けられたのである。」と記している⁵⁾。

1-2-2. 明治中期以降の廻檀配札活動

現存する檀那帳の史料群から、芦嶽寺旧宿坊家の何軒かは明治中期以降も北信越や東海、関東の一部の地域で廻檀配札布教を行っていたことがわかる。

そのうちの一つである旧宝泉坊は、江戸時代後期には江戸を檀那場とし、老中職を勤めた松平和泉守

をはじめ、大名・武士や商人、職人、新吉原関係者らと師檀関係を結んでいた。明治17（1884）年の立山講社改変時には立山教会に同盟した。同坊の明治22（1889）年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』には、配札区域は東京市の15区およびその近郊で、講社員数は291人、受領金額は3410銭と記されている。さらに同坊は、宗教活動を行わなくなつた他の旧宿坊家から檀那場を譲り受け、神奈川県や石川県能登にも新たな檀那場を持つようになった。

一方、旧善道坊は、江戸時代は三河国を檀那場としていたが、明治17（1884）年には天台宗禪定講教会に所属した。明治30（1897）年の檀那帳によれば、愛知県額田郡・宝飯郡・幡豆郡・渥美郡を檀那場とし、82村886人を対象に勧進布教活動を行つており、講社員が立山登山に訪れたことも記されている。檀那場で頒布していた護符の種類は江戸時代と大差なく、仏教的な牛玉宝印「立山之宝」をはじめ、火防札「火の用心」などであった。さらに、立山曼荼羅『善道坊本』の収納箱が「大正三年五月二日」に三河国の信徒によって新調されていることから、立山曼荼羅を用いた布教が、明治時代中期頃から大正時代にかけて、まだ行われていたことがうかがえる⁶⁾。

1-3. 出羽三山信仰の変遷

出羽三山は、月山（標高1980m）・羽黒山（419m）・湯殿山（1504m）からなり、東日本一円に広く信仰を拡げ、その山麓に「八方七口」と称される山岳信仰集落群がとりまいている。各集落の修験者達は御師として各地を巡回して布教し、信仰圏を広めていった。山岳宗教集落は、平地の門前町のように市場機能が発達していないため、冬季に檀那場を巡回し、配札や祈禱をすることが重要な収入源となり、夏季の登拝の際に宿坊を利用してもらうよう勧誘も行った。このような廻檀配札活動は、立山山麓の宗教集落であるの芦嶽寺と同様である。そして、

明治維新後の神仏分離政策により危機の時代を迎えたのも同様である。これは、山岳信仰集落が、その存立基盤を檀那場という外部に依存しており、農業など集落内部の自給的基盤が弱いためである。

「八方七口」の各集落の内、手向・岩根沢・肘折・本道寺・大井沢は復飾神勤したが、大網の別当寺大日坊と七五三掛の注連寺は仏法護持の立場を貫き復飾しなかったため、湯殿山の祭祀権を失った。三山神社社務所は手向に置かれ、出羽三山の祭祀権は手向が独占した形となり、他の山岳宗教集落は衰退の道をたどった。手向においても、羽黒山内の清僧修験は復飾し下山したが、後継者もなくやがて離散し、その霞株（福島県および関東各県以外の地域の廻檀活動権）は妻帯修験に引き継がれた。その後次第に檀那場の権利は特定の宿坊に集中していき、「道者株組合」が組織され、昭和49（1974）年の霞株、関東株の所有者は69人にのぼっている。手向では、夏季は宿坊、冬季は檀回という山岳宗教集落の機能は平成の初期段階でも維持されている。一方、肘折口には八幡神社社務出張所が置かれたが、明治31（1898）年に廃止され、明治7（1874）年の参詣者数は年間350人程度に過ぎず、山岳宗教集落としての機能は失われた。出羽三山の山岳宗教集落は、近世後期の最盛期には、夏季の宿坊・山先達、冬季の檀回を経済基盤とするほぼ同様の機能を有したが、明治以降は、田向に代表される中世に起源を有する「近世再編型」山岳宗教集落は存続したが、近世中期以降に成立した「近世成立型」集落は衰退した⁷⁾。

1-4. 英彦山信仰の変遷

1-4-1. 坊家の活動

英彦山は、江戸時代中期以降、戸数600-300軒、人口3000-1200人の集落を形成していた。聖域護持の觀念から、山内での五穀栽培は禁制とされ、主穀の自給的生産手段を持たなかった。そこで坊家の

生計を維持したのは、各坊所持の檀那を廻り、祈禱や施薬などによって得る布施が収入の過半を占めた。そのほか、宣度祭・如法経会などの重要行事の司祭者となる場合は特別に助禄・奉賀を檀那から得ており、さらに毎年代参講による参詣者（主に農民）からの布施も、檀那の所持数に比例してかなり大きな収入源となった。

廻檀による収入としては、牛玉宝印や祈禱札の販売、薬・茶の販売、加持祈禱などがある。英彦山山伏は、自家製の不老円や木香丸と称する丸薬を檀家に配薬し、次回の廻檀で代銭や相応の米を得た。茶は同じく次回の廻檀で80文宛て取り立てた記録もある。牛玉宝印や祈禱札・薬等の販売を行なう廻檀活動は立山修験と共に通する方法である。また、こうした廻檀活動による収入額であるが、法城坊の場合、明治7年当時3,967軒の檀那を持ち、檀那一戸につき平均1升3合の布施が得られ、1坊平均檀那所持数1700戸では約22石余り得られたことになる⁸⁾。

1-4-2. 彦山修験道集落の盛衰

英彦山山中にどのような過程で集落が形成されたかは、中世以前の記録が乏しいため具体的には明らかにできないが、鎌倉初期に成立した『彦山流記』には、白山・大行事などの社堂、二階造りの靈仙寺大講堂、華台院などの五院、2000余の禪庵が、南谷・北谷・中谷・惣持院谷の四谷に形成され、110人の講衆と205人の先達が年中の仏神事に精勤していたことを記している。

その後、天正9（1581）年の大友軍による焼打ちで灰燼に帰したが、江戸時代前期に再興・発展し、宝永7（1710）年には総人口3015、総戸数637（坊家230、庵室327、俗家80）となり修験道集落として発展した。しかし、江戸時代中後期になると次第に停滞・衰退していった。幕末の弘化3（1846）年には総人口1224、総戸数343（坊家244、庵室55、俗家数44）に減少した。その要因の主なもの

としては、檀那からの布施に大きく依存する山伏の経済は、相次ぐ凶作や飢饉によって不安定であったこと、薩摩・日向藩などによる廻檀活動制限、相次ぐ英彦山集落での火災や疫病の流行などが挙げられる。

そして明治維新の神仏分離政策は、神仏混淆の英彦山山伏としての渡世が不可能となり、修験道集落の崩壊をもたらした。明治元（1868）年、英彦山社司は神祇官に遇せられ、山内の仏教ならびに修験道的色彩を持つ全ての祭儀や建造物は、廢棄または神道に順応させる変革が行なわれた。そこで、神道によって旧檀那の糾合を図り、あわせて新たな信者を獲得するため、明治13（1880）年には「彦山講社」が結成された。英彦山神社の昇格運動にも努力し、明治4（1871）年には国幣小社、同23（1890）年には官幣小社、同30（1897）年には官幣中社となつたが、官幣大社昇格は遂に実現しなかった。この間、慶応3（1867）年から明治29（1896）年に至る30年間で坊家数は134戸減少して126戸となり、このうち多少なりとも廻檀生活を営むものは64坊に過ぎなかつた。ところで、明治7（1874）年当時、最も多く山内にとどまつたのは純修験の行者方であつた。彼らは檀那所持数が最も多く、神札に切り替えて檀那廻りを続けることで、当面の生活を維持した。しかし、英彦山全体としてはその後も減少の一途を辿り、昭和33（1958）年には、総戸数139戸（総人口684人）のうち、残存する坊家は30戸、そのうち主として檀那廻りに依存する者はわずかに数戸となり、修験道集落としての機能はほとんど喪失するに至つた。

その後、英彦山は日本の近代化の影響をうけることになる。明治34（1901）年の官営八幡製鉄所の操業開始を契機に北九州工業地帯が形成され、北九州・筑豊地方からレクリエーションと信仰を兼ねて登山する人が多くなつた。しかしそれらの人々は坊家に宿泊する事もなく、大きな坊家家屋の維持費が

負担となって、家屋敷を放棄し英彦山を離れる坊家が相次いだ。大正時代に入ると、第一次世界大戦に伴う大戦景気のもと、職を求めて離山者が相次ぎ、大正9（1920）年の国勢調査では、総戸数120戸、総人口630人という江戸時代以降の最低数を記録している。これは、210年前の宝永7（1710）年と比べると、人口は21%、戸数は19%に過ぎない凋落ぶりであった。第二次世界大戦になると、昭和25（1950）年に英彦山は耶馬溪・日田とともに国定公園となり、勤労者の厚生施設としての「山の家」が北九州・筑豊地区の大規模な工場や鉱山によって、大きな坊家16戸を買収または借用して利用され始め、そのほか8戸の旅館、31戸の土産商店が営まれ、観光・保養を主体とした集落機能の再編成が進行した。ところが、これも長続きはしなかつた。昭和35（1960）年前後のエネルギー革命により、筑豊炭田をはじめ、炭鉱の閉山が相次いだ。このため鉱山関係の保養所は閉鎖または売却され、次いで迎えた高度経済成長期には、全国の山村地域と同様に人口流出が激しく、過疎化が進行した。

しかしながら、英彦山の自然を基盤とした、本来の山岳宗教に対する認識が改めて見直されることとなつた。英彦山神宮によって伝統的な潮井採り神事・御田祭などに加えて、神域における紫燈護摩供の慣例化（昭和42年より）、高住神社（豊前坊）による入峰・紫燈護摩供の慣例化（昭和52年より）など、山岳信仰集落としての機能が胎動し始めた。さらに、昭和62（1987）年、政所坊跡に「英彦山修験道館」が新設された。あえて「資料館」としなかつたのは、資料収集や展示に止まらず、修験道の実践的研究や文化遺産を通して、多くの登山者や地元民に、修験道の存在意義に対する認識を深めさせることが意図されているからであろう。一般の人々にとって忘れ去られようとしている英彦山修験道に歯止めをかける機能を持たせることが期待されている⁹⁾。

2. 大正・昭和期における芦嶋寺一山会の活動

2-1. 「立山開山御廟」

2-1-1. 「開山様のお墓」

芦嶋寺雄山神社には、立山および芦嶋中宮寺を開いたとされる慈興上人（佐伯有頼）の靈廟「立山開山御廟」と、慈興上人像を祀る開山堂がある。地元芦嶋寺の人々は、古くから慈興上人（佐伯有頼）を「開山様」とよび、自分たちの祖先として崇拝してきた。「立山縁起」には、

「即ち神託有りて曰く、是より川北に清涼の平原有り、其の所に一水廻りて西に流る。辺りに三茎の芦一本生ひ出づ、其の中は垂跡入定留身の勝境なり。云云。上人翌日往いて見れば彼の地の景、即ち告の如く、違うこと無し。速に神宮を鎮座し、本尊を安置し、一実の秘法を護持せんと欲す。更に竜華三会の曉を待ち、終に講堂を結び、自作三尊の神体を置き、精舎を作り、十方の群生を引接す。吾、齡すでに尽く。三茎の辺りに入定すべし」¹⁰⁾（原漢文）

とある。これが、慈興上人が本宮の地より中宮芦嶋寺に移って雄山神社、中宮寺を建立し、竜象洞に入り入定したことを伝える記述である。

2-1-2. 入定

「立山開山慈興上人（佐伯有頼）の墳墓『立山開山御廟』は古来、芦嶋・岩崎両寺衆徒・社人が『祖廟』として深く崇敬して來たところで、『立山曼陀羅』にも、木柵に囲まれた五輪石塔の形で描かれている。（中略）現在石塔が無く、単に土盛りになっているのは、明治維新神仏分離の際、撤去されたからであろう。」と、『御祖廟玉垣之事』解説文に記されている¹¹⁾。

『芦嶋中宮御媼尊縁起』では、次のように記されている。

「時に天平宝字二年六月十三日申の刻、上人、寿齢八十有三歳、而うして我が加持力、限りあり、云々

なにはがた 芦の葉毎に 風落ちて
よし戻る舟の 着くは彼の岸
辭世の詠を吟じて、三茎の池の辺りに、自作の真像を安置し、即ち肉身を変えず、永く定に入り給い、異香芬々として十方に放つ。群類に遺言を為さしめて曰く、廟前に永く金剛杖を指し置くなり。此の杖、枝葉を出し、末代に繁茂するなり。是れ即ち当山靜謐、仏法興隆の瑞相と知るべし。末世弟子等、敬ふべし、信じべし云々」¹²⁾（原漢文）

慈興上人が竜象洞の御墓下の穴に定に入り、土の底より鐘の音の聞ゆること七日に及び、十三日に音が絶えたので十三日示寂とされたと伝えられている。このことは、開山講で読み上げられる「開山講祭宣詞」にも、

「名残を惜しまれて土の底より鐘の音の聞ゆること七日七夜に及びしと伝へられ其の御裔の流れ清らかに恩頼の御光遠く久しく弥益々に明かなるぞ最も畏き極みにこそ」

と記されている¹³⁾。

慈興上人が、自らの死期を悟り入定したとされる場所は、芦嶋寺雄山神社内の「立山開山御廟」の石碑の後ろで、そこには直径約2m、高さ約1mの小規模な塚がある。

このような塚を行人塚あるいは入定塚といい、諸国に多く存する。これについて詳細を調査した今井善一郎氏は、入定塚の成因について、祭祀跡、行場、入定跡、墓地の四者に分類しており、さらにその発展段階をみると、第一が祭祀跡であったとし、土壇を導いて祭祀を行なうことから、行人修法の行場となり、やがてその極致ともいいうべき入定（自埋死）

に達したものであって、普通の墓所とは趣を異にするものであるとする。

さらに、今井氏による入定の分類は次の通りである¹⁴⁾。

ア. 入定がそのまま死を目的とするもの。仏教の諦觀が主要原因と考えられる。

(a) 寿命の終末を達觀

天台宗真盛派の開祖真盛上人、陰陽師安倍晴明ら。

(b) 自己の本務の完了を知り、一種の満足觀から余生を不要とした

希運塚…十一面觀音修理の大業を果たした

希運上人が享保13(1728)年4月8日、入穴21にして命を了つた。

(c) 絶望感に基づくもの

靈山院の宗珠叔山和尚が、堂宇再建が水泡に帰し、墓地内に窟を作つて入定。

イ. 入定の後に再生を予期するもの。「死んで又来る」という思想に基づく

(d) この世に再び生まれてこようという考えに基づく

ライ病の病者が健康体を願つて入定する。

加賀藩2代藩主前田利長は高岡築城の際、本明院利長坊なる山伏の入定塚に行き当り、自らその再生と信じてこの塚を保護した。

(e) 往生思想により、あの世に生まれる事を願う。厭離穢土、欣求淨土の考えに基づく

淨土は一般には弥陀の淨土で、念佛の行者はもちろん、山伏行人はこの觀念に基づいて入定した。また、紀州那智補陀落寺の住僧の渡海入定は觀音淨土への往生を願う。

ウ. 入定は死を意味せず、一種の生命の飛躍のために行う

(f) 古代仏教的思想による入定

弥勒が釈迦入滅後56億7千万年の後に再び娑婆世界に蘇生し衆生を救済することになっており、この間菩薩は死ぬことなく冬眠状態をつづけている。

(g) 入定によって神格の獲得、靈的再生を遂げんとする。

肉体の上からは死を意味しても、精神の永生、不死を信ずるもの。行人塚的入定の原の姿と考えられる。

各地に残る行人塚伝説によると、僧侶や行人たちは、入定前に庶民救済など何らかの希望をもち、入定後はこれに応ずる靈験を発する例が多い。入定者は不動、地蔵、薬師等の仏として崇敬され、信仰の対象となる。

ところで、折口信夫は、タカムスピ、カミムスピの神を、靈魂を人の体につける呪術師、鎮魂の技術者と説き、また、大嘗祭に天子が衾褥をかむられて神座の前で一時間ばかり斎み籠られる事を服裳、鎮魂の形式による復活儀礼と説いた¹⁵⁾。今井善一郎は、この靈魂のムスピツケの方法が裳をかむるなり、さらに進んで土石をかむるなりする形式が靈魂再生の儀礼として我々の先祖に認められ、それを古代の宗教家たる行人の祖先が伝承したものが行人塚の入定の原義であったろうと述べている。そしてそれは、精神的永世復活の手段として採用されたものと考えられる¹⁶⁾。

慈興上人の入定は、それによって靈魂が再生されると人々が信じ、信仰対象となったとも考えられる。

2-1-3. 祖廟玉垣の建設（大正6年7月）

『御祖廟玉垣之事』¹⁷⁾

大正六年七月十三日誌
御祖廟玉垣之事
一山中

玉垣

當祖廟ト申スハ、當山開祖佐伯有頼卿、天平宝字癸卯七年六月十三日齡八十三歳ニシテ、自ラ入定在セラレタル靈地ナリ。

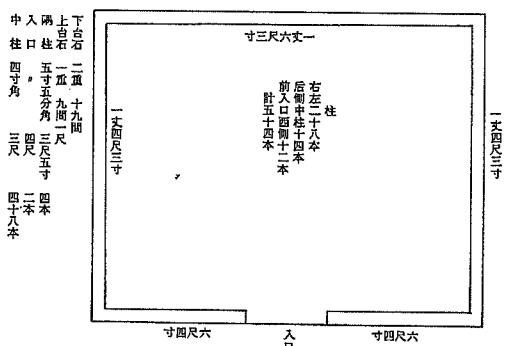
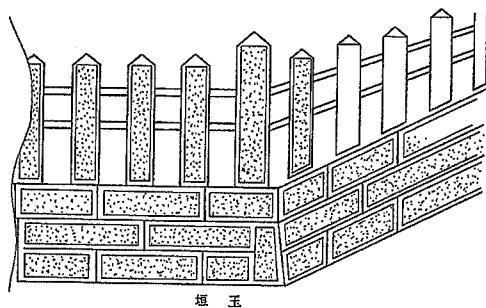
從來此墳墓ヲ木柵ヲ以テ囲ミタルモ雨雪ノ多キタメ、幾歳ナラズシテ腐破シ、修繕ハ度々加ヘタルモ其功ナカリキ。

茲ニ一山中報恩謝徳ノタメ、石玉垣建設ノ件、満場一致シテ大正五年九月ニ可決セリ。

委員ヲ選定シ左事ノ設計ヲ立テ、全年十一月四日起工式ヲ行ヘ同日ヨリ着手セシモノナリ。

降雪多キタメ一時工ヲ停止シ、大正六年五月ヨリ工事ヲ起シ、同七月六日全部竣工セシニヨリ、同日竣工ノ報告ノ式ヲ行ヘ祝盃ヲ傾ケタリ。

大正六年七月十三日 一山中



(玉垣図)

大正五年十一月四日 起工
大正六年六月八日 玉垣竣工
全年七月六日 袖工事竣工

玉垣費額
金百九拾五円拾三錢二厘

玉垣建設

石工 中野 柳瀬弥三
千垣 佐伯宗七（以下略）

芦嶽寺雄山神社境内の中心部にある靈廟は、かつては一抱えもある石がたくさん集められて山のようになっていたが、佐伯幸長氏の父と善道坊道範師が一山会役頭時代の大正5年に、墓所を改修し石玉垣を築造した。大正5（1916）年11月4日に工事に着手したもの、降雪のため一時中断し、雪どけ後の翌大正6（1917）年5月から工事を再開して、7月6日に竣工し祝宴を挙げた。

『御祖廟玉垣之事』には、この玉垣建設の経緯や建設のための材料費や人夫賃などの支払いや金額が一つ一つ詳細に記されている。建設にかかった費用の総額は「金195円13錢2厘」という大きな金額になっており、その支払いは「室堂収入から支出した」と佐伯幸長氏は記している¹⁸⁾。なお、「室堂収入」とは、室堂施設使用料（大正14年には、それまでの薪炭料及器具損料65錢が木賃宿料80錢に、賄料が廃止されて宿泊料として1人1泊2円にそれぞれ改訂された。）や酒保（食品販売所）等からの収入を指す。

また、この玉垣建設にあたっては、芦嶽寺の旧宿坊家が一人づつ人足を出し、「石カヅキ」や「土運ビ」等を行って協力したことが「人足覚」に記されている¹⁹⁾。

2-2. 一山

2-2-1. 一山とは

「一山」とは、『修驗道辞典』(東京堂出版、宮家準編)によれば、「密教系の寺院坊によって構成され、保護者である檀那の除災招福を念ずる祈願寺的性格を有する寺院組織。その主体をなしていたのは衆徒または社僧である。」とある。

「一山」について、佐伯幸長氏は「山が宗教的に開山されるに伴い、その山を守護し、宣伝し、登山者を案内宿泊し、信仰者を教導法楽せしめる一種の教団が発達してくる。衆徒、社人、御師、行者、山伏村など、いろいろな名で呼ばれているが、大は伊勢神宮の御師町、羽黒山の手向村など五百戸千戸の多数に達するものから、小は三戸五戸の山伏村、行者村まで全国に無数にある。」と記している²⁰⁾。

2-2-2. 一山の変遷

立山の芦嶋寺一山が三十三坊五社人、合わせて三十八軒に固定されたのは、寛政から享和元(1801)年にかけて起こった「日光坊騒動」からであるといわれている。この事件を伝える芦嶋寺所蔵文書がある²¹⁾。

「乍恐、書付を以奉申上候

一、芦嶋寺衆徒社人之儀者、開山慈興上人立山開闢之砌より、連綿与相続仕、右上人被相定置候山格法式を以、毎月朔望廿八日 於大宮講堂 御武運長久等之御祈禱相勤申候。(中略) 今般一山之者共、示談之上、向後本末之指別等、申出間敷時之例ニ隨ヒ可申旨、一統納得仕候。將又是迄、衆徒之内より社人ニ相成、社人より衆徒ニ罷成候者茂御座候而、其節ニ一山混雜仕候義も御座候ニ付、是又今般相しらへ、當時罷在衆徒高之通以来三拾三坊相定、社人も當時在高之通り五人与相改、都合三拾八人ニ相究、向後双方共ニ増減不仕様、相心得可申旨、一統納得仕候。仍之一山連名を以奉申上候間、夫々御聞届ニ被成下、以来一山之為

縮方、何卒右之趣、押御紙面、御渡被為下候様支度奉存候。此段幾重ニ茂奉願上候。以上。

享和元(1801)年辛酉十月

立山芦嶋寺衆徒

三拾三坊 連名連印

五 社人 連名連印

寺社 御奉行所

この文書が寺社奉行所に提出された経緯は次のとおりである。

芦嶋寺一山家は開山佐伯有頼公の血脉を伝えるものであるから男系の男子で相続され、万一、男の子がないと養子は許されず、門前家に降ることになっていた。その代わり男の子であれば、一定の修行と一定の家屋敷資材を用意すれば一家創立が許されて一山となることができるというのが、往古以来の制であったといわれる。ところが寛政年間に日光坊が女の子ばかりで断絶せねばならなくなり、当時「六坊」と称した泉藏坊・大仙坊・日光坊・実相坊・金泉坊・竜泉坊の6名が連署して「日光坊は特別由緒の家柄であるから、格別に養子を許されたい」と寺社奉行ならびに一山一統へ申し出た。ところが他の衆徒社人は「古来の嚴制を破る」といって反対し、村内が騒然となった。これを「日光坊騒動」という。結局この騒動は、享和元(1801)年、寺社奉行の仲裁により「日光坊の養子相続を許す。その代わり何れの家も養子が許される。従って衆徒社人の数を一定し増減しないことに定める。一山家は一切平同権とする」と合意した。

これにより、享和元年以降、「三十三坊五社人、四太夫仲語役」となっている。その内訳は、次の通りである。

○衆徒(坊、剃髪)

泉藏坊	大仙坊	実相坊	日光坊
玉泉坊	等覚坊	金泉坊	竜泉坊
宝伝坊	教覚坊	相榮坊	大乘坊

教算坊	淨光坊	教順坊	善照坊
吉祥坊	善道坊	相善坊	福泉坊
真長坊	權教坊	相真坊	教藏坊
宮之坊	泉光坊	宝泉坊	宝竜坊
三学坊	一相坊	長覺坊	正栄坊
	宝珠坊		

○社人（在髪、雄山神社即ち立山権現の御一体に仕える）

佐伯宿禰此面神主 佐伯宿禰武極神主
佐伯宿禰浪江神主 佐伯宿禰文弥神主
佐伯宿禰喜間多神主

○太夫

平太夫 相太夫 権太夫 茂太夫

社人衆徒は一山を構成し、太夫以下は門前である。

一山の組織は年代によって多少異なるが、幕末頃は次の通りになっていた。

一、長官：一人	最高の法の象徴者。「ちょうがん」と読む
二、院主：一人	次官兼嫗堂奉仕長
三、別当：二人	次官兼大宮若宮奉仕長
四、学頭：一人	教学法式指導者
五、中老：一人	長官院主の補佐役
六、目代：一人	事務総長
七、年行事：一人	会計役 一年順番勤役
八、名主：一人	俗務執行役 門前肝煎兼務
九、八人衆：	諮問議決機関

かつては家格や階層もあったと思われ、泉藏坊、大仙坊、日光坊、実相坊、玉泉坊、竜泉坊、金泉坊、等覚坊の八軒を長官八家と称し、別当、学頭、院主、長官と順位任補の家格であったことが知られる。しかし、享和元年以後は完全に平等で勝劣なしになつたのである。長官には次の四条件を備えた者が就任した。

一、一山の最高年齢者

二、学頭又は学頭代経験者である事

三、足腰達者

四、養子でない事

長官新任の際は、継代証宝として足利將軍家寄進の青磁香炉を相承し、一山総出仕のもとで、大講堂と嫗堂で一代一度の点香法樂を執行するのが格式であった。

また、一山家で男の子が生まれるとその年の11月15日に長官一老の坊で入官式が行われた。一人一人母がその子を長官に渡し、長官は抱いて「いい子だなー」といって返す。そして座階帳という戸籍と席次を兼ねたような帳簿に記入され法樂祝宴があつて初めて一山人となった。8才で輪袈裟を許されて就学し、毎月16日に嫗堂に出仕して声明式に参加しなければならない。15才で五条衣が許され若者組に編入され本格の修行に入った。

「芦嶽寺一山も明治維新後は次第に衰退し制度も改組され、神社と完全に分離し、院主、学頭、斎主、貢主の名は存したが全く名目となり、役頭と称する事務総長が一切を司掌し、六役と称する理事役が六人選任されて、現在に至り、多少の山林財団を擁し、開山講祭を執行して団結しているが昔日の面目の一片すらない実状である。」と佐伯幸長氏は嘆いていた²²⁾。

2-3. 一山の活動

2-3-1. 開山堂の修繕・維持

大正7(1918)年7月6日に開山廟玉垣が無事竣工したのであるが、『年中議事録』の大正7年6月15日の夏惣会では「開山堂破損所修膳ハ、役頭ニ於テ適期実行スル事」とある。芦嶽寺の人々が、祖廟とともに開山慈興上人(佐伯有頼)像を祀る開山堂を大切に伝えていこうとしていたことが表れている。ただし、米騒動などを経て(『年中議事録』にはシベリア出兵・米騒動など国内外の大きな出来事に関する記事が記されている)、大正8(1919)年

6月15日の「初会議」では、「一、開山堂ノ普請ハ年暮迄延期スル事」とあり、修理は延期された。しかし、同年10月3日の臨時六役協議会で改めて「開山堂拝殿廻り據根太及束木取り替修繕工事ノ件」が議決され、同年11月10日の竣工を目指していたが、根太（住宅等の床を張るために必要となる下地で、大引きの上に垂直方向に張られる）の材料が設計書と異なるため不合格となり、やり直しとなった。ちなみに、根太については、

「材料根太ハ栗木ヲ用ユル事。二寸五分ノ四寸四分ニシテ、下ノ内角八分以内迄ノ木足ラズヲ許ス。」と定めている。

また、芦嶋寺は豪雪地帯であり、建物の屋根の雪下ろしは欠かせない。そこで一山会では、大正6(1917)年夏会議において、

「開山堂屋根雪払ハ、一山仲間中ニテ手スキノ人ハ出テ払フ事ニシテ、一人白米一升ヲ給与スルモノトス」

として、地域の人々の拠りどころである開山堂の維持管理を共同で行なうことと定めたが、大正8(1919)年には、「開山堂雪卸ノ件、佐伯竹次郎ニ一任ス。但シ一回壱円ト定ム」と定められ²³⁾、担当者を固定することで、維持管理の徹底と一山の人びとの負担軽減を図ったものと思われる。

2-3-2. 開山木像の国宝指定

開山堂に祀られた開山慈興上人（佐伯有頼）像は、地元の人々の崇敬の対象であった。この像について、廣瀬誠氏は

「そもそもこの像は、僧形合掌姿の慈興上人像であったが、明治初年、神仏分離のとばっちりをかぶることを避けようとして、頭に冠をかぶせ、体に布の袍を着せて神像に偽装し、俗名を用いて佐伯有頼像と称したのであった。」²⁴⁾

と記している。僧形の上人像を神像に偽装する事で、廢仏毀釈の嵐から像を守ろうとしたのである。

芦嶋寺では、毎年3月13日に神像の布袍を新しいものにとりかえる「お召替」の神衣祭を行って来た。61歳以上の村中の老婦人らが全員出勤して、11月から織った白布を上人像に着せ替える行事である²⁵⁾。しかし、大正14（1925）年12月5日に「御開山御召替ハ明年ヨリ卷物トシテ御供スル事ニ改ム」と決定された。それは、神像としての扱いよりも、宝物としての扱いを優先させ、「御木造ヲ宝物トシテ登録申請スル事ニ定」めたためであった²⁶⁾。

大正末期に慈興上人像を国宝に指定しようという動きが始まった。大正14（1925）年8月10日の役員会において、「御開山木像国宝調査局長出張旅費負担之件」が議題にあげられ、同年10月7日には、「国宝調査之為メ開山木像及其他十二点、富山へ持出之件（経費実費負担トス）」という記録が残っている。同年12月5日の記録には「御木像ヲ宝物トシテ登録申請スル事ニ定ム」とあり、指定に向けて本格的に活動する方針が決定された。そして、翌大正15（1926）年2月22日の役員会において、「開山木像国宝指定之件ニ付、佐伯静殿ニ依頼シ、急速上京、当局者へ祭神ニ非ザル旨陳述方 旅費ハ一山負担之事」と決められた。

その後しばらくは記録が途絶えているが、昭和5（1930）年1月26日の役員会に於いて、「祖靈の宝物国宝指定ニ対シ、県庁ヨリ文部省照会ノ廉回答ノ件ニ附キ」回答内容等について事前に話し合いを行ったことが記されている。この時、文部省から「彫刻ハ何レノ神社ニ属スルモノナルヤ」と照会されたのに対し、一山会では「祖靈社ハ大宮境内ニ所在スル末社ニ係ルモノナリ。而シテ祖靈社ハ祖神ノ後裔三十八戸（現在）ニ於テ崇敬保管セルモノナリ」と説明することに決定した。そして、2月10日頃に開催される国宝審査会の本会議で陳情するため、適任者として富山市外奥田村の堀井三友氏に委嘱し、旅費を支払うことを定めた²⁷⁾。（堀井氏三友は仏教美術研究家、県史跡名勝天然記念物調査委員であつ

た)²⁸⁾。

そして、同年12月19日には一山総会が開かれ、次の報告がなされた。

「一、有頼卿木像（慈光上人）ハ大正十四年十二月ノ申請ニ基キ、文部省国宝審査委員会ニ於テ國宝ニ指定セラレタルヲ以テ、之ヲ報告セリ」²⁹⁾

ついに念願がかなって、佐伯有頼（慈興上人）像が、国宝指定を受けることが決定し、一山総会が開かれて披露され、記念に有頼卿木像の写真を一山各戸に頒布することが決定された。国宝指定に対する人々の喜ばしい気持ちがよく表れている。

慈興上人像の国宝指定は、『一山社 年中議事録』に続く一山会記録である『自昭和六年度 至昭和五十四年度 一山記録 芦嶋寺』の冒頭に官報の文面が記されている³⁰⁾。

発宗一八五号

昭和六年一月十九日

文部省
文部
省印

雄山神社御中

貴社所有ノ左記物件、本日国宝ニ指定セラレタリ。
右通知ス

記

木造慈興上人坐像 一軀

此ノ本紙ハ芦嶋社務所ニ保管ス

また、慈興上人像の国宝指定の官報は、昭和6(1931)年1月21日付の『高岡新報』にも掲載され、富山県人に知らされた³¹⁾。

2-3-3. 開山堂の推移

かつて開山廟の前にあった開山堂は、前口二間半奥行き六間ばかりの建物で、前方半分は室町時代の建築であった。その開山堂が、昭和15(1940)年に雄山神社が国幣社昇格の際、「仏堂類似」という

ので移転を強制され、やむなく一時間魔堂の軒下に積んだが、時局激変のため再建することができず、戦後の昭和28(1953)年再建の議が出て、村の大工佐伯清一郎を棟梁に新構想新材料で新築し、「木造慈興上人坐像」を安置して、後方を開戸にして墓所を押せられるように工夫した。

しかし、再建された開山堂は、昭和40(1965)年の台風で大破した。『立山信仰の源流と変遷』には、この時のことを「昭和四十年九月一日の超台風で、前方に立っていた大木が三本一時に倒れて大破し、墓所の玉垣も破壊された。そこで文化庁で将来の国宝の安全保管を図って、現在の山腹に国宝収蔵庫の名称で新築していただいたのである。」と記されている³²⁾。ただ、台風襲来は昭和40年9月10日の出来事である。この日午後、台風23号が若狭湾から日本海を北上し、富山県も暴風圏に巻き込まれ、富山市では瞬間最大風速35mを記録して、死者2名・重軽傷者35名・家屋の全半壊46棟などの被害をもたらした³³⁾。9月12日付の「北日本新聞 富山・新川版」には、

「杉が倒れ開山堂が全壊

十日午後四時半ごろ強風のため立山町芦嶋寺、雄山神社境内の樹齢六百年たった直径二メートルの杉十本が倒れ、開山堂（木造平屋建て六十六平方メートル）が全壊、祈願殿二むね（木造平屋建てのべ百四十八平方メートル）が半壊した。このため開山堂に安置してあった国指定の重要文化財慈興上人坐像（木造、高さやく八十センチ）の左手首やく十五センチが折損したほか加賀藩からおくられたみこし二基もこわれ、損害はやく一千万円。」

とある³⁴⁾。

ところで、この台風被害には、エピソードが残っている。佐伯幸長氏は、「倒木で破壊されたのは、開山堂だけでなく、神殿として正面奥に莊嚴されてあった大厨子（元は嫗堂の本尊の厨子を移したもの

で、江戸時代に美濃の関市の信者が集って勧進奉納したもの)が木つ端微塵になってしまった。ただ、その厨子の中に安置されていた国宝の慈興上人像が、どうしたことか厨子の中から出て、前にあった大きな賽銭箱の陰に入って奇跡的に無傷であった。(中略)当時、中に入って連れ出した人々は折り重なった大木の下に無事な御木像を発見した時は不思議というより無気味を感じたというくらいの奇蹟であった。」と記している。台風到来時、立山山頂の社務所にいた佐伯氏は、「村からの知らせで走り下ってきて、大倒木、大破壊の惨状を見て驚いたが、御木像が御手首だけの傷で無事だったのを拝して嬉しかった。私は夕暮れゆく祈願殿の中で独り、御木像の前に坐し、涙降るを禁じ得なかった」という³⁵⁾。開山堂の被害に比べて上人像の被害が軽く済んだのは、日頃の芦嶋寺の人々の篤い信仰の賜物であろうか。

2-4. 開山講

『年中議事録』には、「開山講」に関する記事が頻出する。

明治35(1902)年7月11日に一山惣会にて定められた議定書では「開山講ヲバ営ムハ各人曾孫ノ義務ナル事ハ論ヲ俊(俟)タズ」と定められた。一方、「若シ講宿ノ当番ニ当リ其義務ヲ果シ難キハ、金五拾銭ヲ一山へ差出」すことと定められ、開祖慈興上人(佐伯有頼)を供養することは、子孫たる者の重要な義務とされた。そのため、芦嶋寺一山では、衆徒社人38戸が順番で毎月7日の開山講を行なった。当番家は前もって一戸につき米5合づつ集め、それ以外の費用は全部その坊の負担である。夕刻に参集し、床の間に祭壇を設け、有頼公の絵像を掲げ、神籬を樹て、神饌を供え、招神して一同大祓祝祠を和唱し、玉串を奉り、祭祀が終わった後はご馳走にあづかった。酒は1合2勺づつに馳走も1汁3菜と定められ、おみやげは饅頭5ヶずつであった。そして、

開山講の活動のために、一山会では、大正9(1920)年6月17日の惣会で「開山講用ノ膳及椀式拾人ツ、新調スル事(立山開山講ノ五字)書入ル事」など、様々な補助を行なっている。しかし、このような敬神崇祖のための行事も、日中戦争開戦後の昭和13(1938)年9月24日の定期惣会では、時局柄、毎月開催していたものを3月・6月・9月・12月の年4回に改め、ご馳走の饗應は取りやめて、夕食後参集して祭事を勤仕することとなった。このとき、一山什物として順番に送り迎えていた膳椀など一切の器具を分配してしまった。さらに昭和42(1967)年10月31日の六役会決議においては、従来1年3回(1月7日、4月7日、7月7日)各戸順番で奉仕してきた開山講を、当番の苦勞、苦勞の割に参詣者が少ない、時代の流れを考慮し、毎年11月7日の午後に開山堂で開山講大祭を執行することとし、当番は三戸ずつ順番に廻し、祭儀及び直会の費用は積立金の利子収入で賄うことなどが決議された。その上で、同年11月7日に開山講大祭第1回目が行われ、在村一山家全戸が参拝し、盛大であったとの記録が残っている³⁶⁾。

やがて第二次世界大戦を経て、日本全体が大きな変革を遂げる中で、昭和21(1946)年10月27日の臨時総会において、「一山を解散する事 共有山林も分割する事」が決定された。一方、昭和23(1948)年12月27日の一山役員会の決議事項で、「五、旧一山三十七戸は将来永く存続せしめ、任意開山講は従来規定の通り順次奉仕営む事。」「六、旧一山は互に恵み合、施シ合祖先に対シ報恩の念を篤ふシテ祭祀する事」と協定され、一山は解散しても開山講は継続して、変わらぬ結びつきと祖先への感謝の心を大切にしていくことを確認し合ったのである。

一山の人々にとって開山講とは、「吾一山ノ同胞ハ、高祖佐伯有頼ノ曾孫ニシテ、千有余年連綿タル」ことを強く誇り、その「万ノ報恩ヲ意味スル開山講」の意義を述べ、「希クハ、吾一山ノ同胞ハ共力

一致、徳義ヲ旨トシ、特ニ祖靈ニ対シ将来報恩ノ事ニ意ヲ注ギ、一山ノ隆盛ニ力ヲ致サザルベカラズ」（明治37年8月19日一山総集会）と強調している。「この烈々たる精神こそ村を支え、一山を結合させ

てきた『底つ力』である³⁷⁾。」と廣瀬誠氏は評している。開山慈興上人（佐伯有頼）への敬慕の念を形に現すことが、一山の人びとにとって何よりも重要だったのである。

おわりに

明治政府による維新直後の神仏分離令に伴い、芦嶋寺一山に対しても別当社僧は還俗して神道を以って奉仕すべきことが言い渡された。これに対し、芦嶋寺は加賀藩寺社奉行所に対し「神仏混淆ニ付嘆願」（明治元年十一月）を提出し、慈興上人による草創開山の由来から説き起こし、従来通り「僧行」にしておいていただきたい、と嘆願した³⁸⁾。神道化に釈然とせず、必至になって僧職を続けようという執念が見える。しかし、明治13（1880）年に梅野安輝らによって立山講社が設立されたものの、神仏分離によって芦嶋寺宗教集落の組織は解体され、信仰登山が断絶して立山信仰が変質したと従来は考えられてきた。一方、加藤基樹氏は、「神仏分離によって宗教集落の組織は解体し、（中略）登拝路の整備費の捻出に苦心することになったが、信仰そのものが組織的改編に即従属する問題ではないと考えられる。」と述べている³⁹⁾。

芦嶋寺一山の人々は、僧形の慈興上人像を神像に

偽装して守る一方、開山堂を修理したり開山廟に玉垣を建設し、かつまた開山慈興上人の子孫であることを忘れぬために、開山講を持ち回りで開いて信仰を継続してきた。一山は会員の相互扶助の実をあげ、壯年克己会に見られるように一山の子弟育成にも責任を持った⁴⁰⁾。長年立山研究に携わった廣瀬誠氏は、「古来の強固な一山組織を昭和にいたるまで持ち続けた芦嶋寺村というところは、誠にたぐいなき異色の村落であったと、改めて畏敬の念を深くするのである。」と敬意を表している⁴¹⁾。そういった芦嶋寺の人々によって、かつての宿坊の活動は廃れても、今日も行われている雄山神社の祭礼や「お召し替え」の行事などに表れているように、山岳信仰集落としての文化や伝統が受け継がれてきたのである。

今回は、明治以降の一山活動について、極めて表層的な整理にとどまってしまったが、今後さらに近世期も含めて、一山会の活動の探究を進めていけたらと考える。

註

- 1) 佐伯幸長氏『立山信仰の源流と変遷』立山神道本院 1973
- 2) 福江充『立山信仰と立山曼荼羅』岩田書店 1998
- 3) 『越中立山古記録 第四巻』立山開発鉄道株式会社 1992
- 4) 福江充『立山信仰と立山曼荼羅』岩田書店 1998
- 5) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』立山神道本院 1973
- 6) 福江充『立山信仰と立山曼荼羅』岩田書院 1998
- 7) 岩鼻通明『出羽三山信仰の歴史 地理学的研究』名著出版 1992
- 8) 長野覺『英彦山修験道の歴史地 理学的研究』名著出版 1987
- 9) 長野覺『英彦山修験道の歴史地 理学的研究』名著出版 1987
- 10) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』立山神道本院 1973
- 11) 『越中立山古記録 第四巻』立山開発鉄道株式会社 1992
- 12) 『富山県史 史料編Ⅰ 古代』付録Ⅱ「芦嶋中宮御嫗尊縁起」
- 13) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』立山神道本院 1973
- 14) 今井善一郎著作集刊行会『今井善一郎著作集 民俗編』煥乎堂 1977
- 15) 柳田國男・折口信夫対談「日

- 本人の神と靈魂の觀念そのほか」
（『民族學研究第十四卷第二號』所
収）
- 16) 今井善一郎著作集刊行会『今井
善一郎著作集 民俗編』煥乎堂
1977
- 17) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 18) 佐伯幸長『立山信仰の源流と
変遷』立山開発鉄道株式会社
1992
- 19) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 20) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変
遷』立山神道本院 1973
- 21) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変
遷』立山神道本院 1973
- 22) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変
遷』立山神道本院 1973
- 23) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 24) 廣瀬 誠「一山社年中議事録に
ついて」（『越中立山古記録 第四
卷』）
- 25) 佐伯幸長『立山信仰の源流と
変遷』立山開発鉄道株式会社
1992
- 26) 廣瀬 誠「一山社年中議事録に
ついて」（『越中立山古記録 第四
卷』）
- 27) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 28) 廣瀬 誠「一山社年中議事録に
ついて」（『越中立山古記録 第四
卷』）
- 29) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 30) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 31) 『高岡日報』昭和6（1931）年
1月21日
- 32) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変
遷』立山神道本院 1973
- 33) 『北日本新聞』昭和40（1965）
年9月11日
- 34) 『北日本新聞』「富山・新川版」
- 昭和40（1965）年9月12日
- 35) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変
遷』立山神道本院 1973
- 36) 『越中立山古記録 第四卷』立
山開発鉄道株式会社 1992
- 37) 廣瀬 誠「一山社年中議事録に
ついて」（『越中立山古記録 第四
卷』）
- 38) 『越中立山古記録 第三卷』「明
治元年十一月 神仏混淆ニ付嘆願
立山芦嶺寺」立山開発鉄道株式
会社 1991
- 39) 加藤基樹「明治維新期における立山登拝と『立山信仰』—登拝者
の実態にみる民衆信仰史の一齣
—」富山県[立山博物館]研究紀
要19 2012
- 40) 「一山社 年中議事録」解説（『越
中立山古記録 第四卷』）
- 41) 廣瀬 誠「一山社年中議事録に
ついて」（『越中立山古記録 第四
卷』）

「一山社年中議事録」大正4年1月元日～昭和5年

(付 「一山社年中決議雑簿」明治32年～大正3年)

(『越中立山古記録 第四巻』立山開発鉄道株式会社(1992))

開山堂・開山講関係

日 時	会 合 名	内 容
「明治三十二年 一山社 年中決議雑簿」明治35(1902)年 7月11日 議定証		開山講を営むのは佐伯有頼の子孫の義務である。当番の義務を果たせないときは金50銭を一山に差し出すこと。
大正4(1915)年 9月24日	一山総会	佐伯有頼靈社修繕費を決議。 有頼会銅像の方へ寄附する事。
大正5(1916)年 9月23日	一山総会	開山廟に柵建立の件決議す
大正6(1917)年 夏会議		開山堂屋根雪扱は、一山仲間内で手すきの人が出て払う事とする。 (一人白米1升を給与)
同年 10月1日	一山惣会	玉垣報告相済み(同年7月6日竣工)
大正7(1918)年 6月15日	夏惣会	開山堂内壇堂尊像前に縞帳を調製する事。 開山堂破損所修繕は、役頭において適宜実施する事。
大正7(1918)年	大正7年度報告惣会	祖廟を修繕する事。
大正8(1919)年 6月15日	初会議	開山堂の普請は年暮まで延期する事。
同年 6月23日		開山堂の普請は志納金の金高により落札する。佐伯徳応に落札。志納金年4円ずつ
同年 10月 1日	一山報告惣会	御開山祖廟を修繕する事。
同年 10月 3日	臨時六役協議会	開山堂拝殿廻り椽根太及束木取替修繕工事の件。 修繕工事費 金30円にて佐伯徳応に請負わせる。 竣工期限は本年11月10日までとする。 材料は、根太は栗木、束木及び横は無節の杉を用いること。
同年 11月29日	六役会議	開山堂根太取換工事。材料は設計書と相違の点があるので不合格。根太5本取り換えを命じる。
同年 12月31日	六役会議	壮生克己会より出願にて開催。 壮生克己会と若連中合併の件 ※芦嶋壮生克己会…芦嶋の旧神職(江戸時代の衆徒・社人)38戸の子弟、15歳から30歳までの全青年で構成。 ※若連中…衆徒・社人以外の農民らの子弟。 ※忠魂碑署名問題…村の忠魂碑に若連中及び在郷軍人会が克己会の署名を承認しなかった。 「(両者の合体で)身分差別が撤廃され、村の近代化が果たされた」(廣瀬誠) 背景に忠魂碑署名問題がある。
大正9(1920)年 1月1日	一山惣会議	壮生克己会と若連中合併に賛成する事に決定。
同年 6月17日	惣会	開山講用の膳および椀20人ずつ新調する事。(立山開山講の5字書き入れる) 開山堂宮殿の金欄戸帳を受け替え、御尊像の御顔を拝せられる丈に仕直す事。
同年 9月9日	立山ニ関する覚書	立山靈峰及黒部峡谷一帯を天然的大公園とする。
大正10(1921)年 7月17日		開山講用の膳・椀20人前を50円にて購入。
大正11(1922)年 9月24日	総会	開山堂表の中戸2枚、および賽銭箱1個を新調すること。
同年 11月26日	役員会	開山堂入口の中戸2枚の内1枚は、佐伯暉光氏寄付の事。
大正12(1923)年 6月15日	夏惣会	開山聖人御肖像を写真にして立山案内に登載する。異議なし。 開山堂正面唐戸2枚取り付ける事。 開山講用靈供膳(椀付)買う事。
同年 9月23日		9月1日大強震で室堂大破損を生じ、急に修繕する事を決議。
大正13(1924)年 8月11日	役員会	開山堂瓦屋根、雪止瓦に取り替えの件、次期総会まで延期する事。
同年 9月23日	惣会	配当金1戸分を開山堂保存会に積立する事。 開山堂賽銭箱新調代25円、十百作老人へ支払う事。 開山講ろうそく立新調。
大正14(1925)年1月元旦	役員会	一山子弟(年齢制限無し)で音楽会を開催する。練習中の木炭料は一山から支給。
同年 6月19日	惣会	登山期中、開山堂において古物展覧会を開催。 開山御廟の標石を位置変更する事。
同年 6月23日		御廟所石引の件は延期。 開山堂で展覧会を開くことにし、費用50円まで支出する事。

同年	8月10日	役員会	御開山木像国宝調査局長出張旅費負担の件。
同年	10月7日		国宝調査のため開山木像その他12点、富山へ持ち出しの件(経費実費負担)。
同年	10月16日		開山堂社務所改築する事に決す。 国宝調査は、調査局長が10月下旬に当郷まで出張の上、調査することに決定。
同年	11月28日	役員会議	開山堂御神体の件、県当局と交渉確定。国宝指定の件は佐伯静殿に依頼する事。 開山堂の本殿・廊下屋根の普請は年暮まで延期する事。
同年	12月5日		御開山御召替は明年より巻物として御供する事に改める。 御木像を宝物として登録申請する事に定める。但し期日未定。
大正15(1926)年	1月4日	役員初会議	開山堂社務所増築竣成経費報告。
同年	2月22日	役員会	開山木像国宝指定の件に付、佐伯静殿に急遽上京を願い、当局者へ祭神に非ざる旨陳述を依頼(旅費は一山負担)
同年	6月19日	初集会	開山堂前石積する事。開山堂葺合は銅板にする事。
同年	7月8日	総会	開山堂祭神の件…教山坊より旧二王の御腹こもりを(木像)申し受け、祭祀する事。 国宝の件…今日までの結果を報告。
同年	9月24日	総会	開山堂本殿の周囲に雨切石を入れる事。
昭和2(1927)年	6月29日	役員会	祖廟石碑を移転する事。
昭和3(1928)年	2月12日	役員集会	開山堂額を村島画伯に揮毫を委嘱すること。額は檜材または類似の木質にて、長4尺内外、幅2尺ないし尺8寸くらい。
同年	6月18日	初総会	開山額調製の件、異議なし。 開山堂小屋根および筧を手直しする事。
昭和4(1929)年	1月12日	六役会議	祖靈社々掌は佐伯外治を推薦(当初佐伯尚宣を推薦したが、18社以上の奉仕に付き支障なりとの県庁の通牒による) 祖靈社合祀の件は崇敬者として非併合の希望を県庁に陳情する。
同年	2月8日	六役会議	祖靈社の社格申請に関する件に付、一山総会を開催し、独立社格の陳情をなすものとす。
同年	4月8日	一山総会	開山堂社務所の屋根を修繕すること、および拝殿本殿の継合目に雨樋を仕替ること。
同年	6月4日	役員会	開山堂床板張替の件。
同年	9月29日	役員会	開山堂天井は八講祭直後に着手のこととする。
昭和5(1930)年	1月26日	役員会	祖靈の宝物国宝指定に対し、県庁より文部省照会の廉回答の件につき、回答を打合せる。 「祖靈社は大宮境内に所在する末社に属するものであり、従て右彫刻像(慈興上人像)は祖靈社の所有に係るもの。」 国宝審査会の陳情のため富山市外奥田村堀井三友氏に委嘱(旅費を支払う。)
同年	2月7日	役員会	開山堂天井工事一切の件報告す。
同年	9月25日	一山総会	国宝問題に関する当局への陳情ならびに調査は一山役員8名に委任。決定事項は総会においてなすものとする。
同年	12月19日	一山総会	有頼卿(慈興上人)木像は大正14年12月の申請に基づき、文部省国宝審査委員会において国宝に指定されたことを報告。 国宝は県社寺課の解釈上、雄山神社所有とされているが、管理保管は祖靈社がなすべきであり、従前の如く一山において支出負担することを決議。

「一山記録」自昭和6年度至昭和54年度 芦嶋寺
 (『越中立山古記録 第四巻』立山開発鉄道株式会社(1992))

開山堂・開山講関係

日 時	会 合 名	内 容
昭和 6(1931)年 1月19日		発宗一八五号 昭和六年一月十九日 文部省〔文部省印〕 雄山神社御中 貴社所有ノ左記物件、本日国宝ニ指定セラレタリ。右通知ス。 記 木像慈興上人坐像 一駆 此ノ本紙ハ芦嶋社務所ニ保管ス。
同年 9月27日	定期総会	開山様御召替は簡単に施行すること。
昭和 9(1934)年 9月24日	定期報告懇会	開山講用膳十人前を17円50銭にて買求むる事とする。
同年 10月14日	六役会議	有頼卿像国宝修理に関し修理費885円30銭。半額は国庫より交付、残り半額は神社にて負担のこととされた。但し神社会計赤字のため、一山で半額、その他一般で半額負担とする。
同年 10月16日	臨時懇会	国宝修理費負担の件につき協議し、左記の如く決議。 一、一案、神社当局より修理延期の出願手続を取る事。 二、二案、修理実施の場合は半額を負担する事。
同年 10月31日	六役並びに幹部元老の集会	開山木像の国宝修理つき協議し、左記の如く議決。 国宝の修理は本県における三箇の修理を統一せらるる關係上、時機を見ることは至難。(中略)修理を行うことは最も妥当と思われる(中略)。一山の方針の理解を図る。
昭和10(1935)年11月30日	役員会議	10月15日開山木像修理完了し奉迎。部落一致して16日祈願殿において慶賀祭を挙行。修理費不足額の半額33円45銭を負担。
昭和11(1936)年 7月26日	六役会議	有頼卿の像を安置するため、奉安棚を造ること。費用は前例により神社側と一山が各半額支出。
同年 9月23日	一山総集会	国宝奉安棚の件可決。
昭和13(1938)年 9月19日	六役会議	開山講の回数は年4回とすること。(3月、6月、9月、12月)
同年 9月24日	定期懇会	敬神崇祖の赤誠を以て毎月営んできた開山講は年4回に短縮。馳走も分相応にする事。
昭和15(1940)年 2月23日	六役会議	祖靈社の境外移転に関する件 雄山神社の(国弊社)御昇格に伴う祖靈社移転を回避する方法等につき、神社当局と協議する。
昭和15(1940)年 4月14日	臨時総会	雄山神社の御昇格に伴い、祖靈社の移転を条件とされるため、臨時総会を開催して次の決議をなす。 祖靈社は旧一山38戸が奉仕してきたものであるから、境外へ移転する際は、その所属が一山にあることを確認するよう村当局に依頼する。
同年 5月25日	臨時懇会	祖靈社移転を、村方が全部引き受け実行する事を決議したのは、一山として甚だ遺憾。 雄山神社明細帳に共有者三十八人あることからも、祖靈社は一山の共有物と確信しているが、國家時局重大の折柄、また御昇格に支障を来しても御神意に恐れ多いので、村方と対立し論争する事は避ける。ただし一応村方へ一山の意思を伝え置く事とする。 村方へ申し出の要点 祖靈社は一山38人の共有物と確信しているから、移転は全部一山に成さしめて欲しい。
同年 7月6日	臨時懇会	祖靈社移転の件につき、今般社務所を通じて、以下の通り回答あり 祖靈社に関しては全て従来通りとして、一山に於て移転せられたし(村方決議) この回答に依り慎重審議の結果、万場一致で以下の決議をなす 祖靈社は当一山において移転する事に定め、全会一致協力至誠を以て祖靈社移転工事を完遂し、神社に適当の地を選定して、旧来に倍して崇敬奉仕する事を決議。(移転候補地、造営委員選定)
同年 9月3日	臨時懇会	祖靈社へ合祀して有る一山38戸の新旧の過去帳を従来通り合祀のまま存続するか、改めて合祀所を建設して祭祀を行なうかについて検討。 一、祖靈社は何所へ移転なすとも、祭神と共に過去帳の祖靈は分離せしめざる事に定めたり
同年 9月23日	役員会議	開山講の期日変更の件 年4回 1月、4月、7月、10月

同年	10月14日	役員会	祖靈社移転工事着手の期日が逼迫するため、以下の物件を一時一山へ引取る事に定める。 旧嫗堂本尊木像3体、御治国木像2体、不動明王木像2体、阿弥陀仏木像1対など、全部で9点 その他全部村方へ引き継ぎ、鍵も今日限り村方へ渡し、永久に祖靈社と一山は物質的に絶縁する。
同年	10月19日	臨時惣会	開山堂内に安置してあった旧嫗堂本尊3体、御治国仏像2体、坐像不動明王1体、計6体村方へ寄附する事
昭和16(1941)年 6月18日		初惣会	開山講は今後食膳付きは中止する事。年4回は一山中信仰的集合祭祀を行なうこと。神饌供物等は当番にて任意
同年	9月30日	役員会	一山古文献23通と香炉を国宝に指定するよう申請手続きを取る。
昭和18(1943)年 2月18日		臨時惣会	現在大仙坊に安置してある一山共有の仏体を、協議により立山寺へ移し安置供養する事。 芦嶋寺一山会組織を新たに結成する事。
昭和19(1944)年 10月7日		報告総会	開山堂再建の件各人の意見交換あり。決戦下実行は時期を見て改めて協議する事
昭和20(1945)年 9月17日		臨時総会	開山講は10月13日外治宅に於いて行う事とする。
昭和21(1946)年 10月27日		臨時総会	六、一山を解散する事 共有山林も分割する事、研究して最善の方法をとる事
昭和22(1947)年 10月19日		総会	両峠一山及地方一山の収支決算の件。全部承認。 定期預金、積立金の処分の件。 共有山林処分の件。 開山堂建設の促進を希望する。
昭和23(1948)年12月27日		一山役員会	旧一山会37戸は将来永く存続せしめ、任意開山講は從来規定の通り順次奉仕當む事。事情差支ある場合は奉仕せず次の家へ送る事。 旧一山は互に恵みあい施しあって祖先に対し報恩の念を篤くして祭祀する事。
昭和24(1949)年 7月			佐伯盛太郎宅に於て開山講あり。
昭和27(1952)年 11月6日		役員会	開山堂改築竣工御遷座祭に付協議。
昭和30(1955)年 3月9日		役員会	年1回一山古文書等展示し、一山の家族を招き立山の伝説を語り合うこと。
昭和31年度			香炉 県文化財指定セラル 昭和二十九年十月十二日指定の通知書交付 社教第四四二号 立山芦嶋一山長官職繼代証宝 一、青磁浮牡丹唐草文香炉壺口 昭和三十一年一月十七日通知書受理す
			古文書文化財指定 一、昭和三十一年三月二十九日付文化財指定。同年五月十四日指定通知書請ケル 社教第一七九号 県指定文化財名称 立山古文書一件
昭和32(1957)年12月12日		臨時総会	出席32戸 三、一山の組織法改正及役員選任は六役会に一任すること。近く会合して推薦すること。 四、益々團結を固くし、祖宗の恩に報い、伝統を守ることを確約。
同年	4月11日	六役会議	五、一山組織法制定のこと 先の総会にて一任された。六役会にて別紙制規の通り決定。 山長官 佐伯宗義、山座主 同道義 (以下略)
昭和42(1967)年10月31日		六役会決議	從来開山講を1年3回(1月7日、4月7日、7月7日)、各戸順番で奉仕してきたが、当番の苦労は大変であり、時代の流れからも改めた方が良いとのことで、次のように改正することに決定。 記 毎年11月7日(もしくは13日)の午後に開山堂で開山講大祭を執行すること 当番は3戸とし順番に廻り、当日午後から世話する事(以下略)
同年	11月7日		開山講大祭第1回目執行 在村一山家全戸参拝 盛大 (以下、昭和54年まで毎年11月7日に開山講大祭実施の記録あり)
昭和43(1968)年 11月7日			第2回開山講大祭記 開山堂大前に於て 文部省に於て移転新築したる新開山堂に、本年9月京都国宝修理所に於て修理された国宝開山様帰還奉還完了
昭和46(1971)年 11月7日			昭和46年度開山講祭 一、本年より左の通り旧儀の講祭を復旧し、併せて堂廟礼拝を行うことに改正す (以下、各礼拝式の次第列挙)